

特集：2016年を振り返る
——ニュースと施策に見る中小企業・小規模事業者支援の方向性

第1章

中小企業等経営強化法による 「経営力向上計画」 ——A4判2枚で「稼ぐ力」を計画する



星野 裕司

東京都中小企業診断士協会城南支部

2016年7月1日に「中小企業等経営強化法」が施行された。もともとは経営革新計画の根拠法である「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」が、名称とともにその内容が改定された。

本稿では、この法律で新たに規定された「経営力向上計画」について、中小企業庁の発表資料などを分析して解説する。

1. 中小企業等経営強化法とは何か

(1) 「稼ぐ力」を強化する

「『経営力向上計画』で稼ぐ力を強化するチャンスです！」。7月の施行に併せて作られた、中小企業等経営強化法のPRチラシだ。「人材育成、設備投資などによる、生産性向上を集中支援！」とある。

「中小企業等経営強化法について（平成28年9月、中小企業庁）」によると、法改正の背景は、中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援である。人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足などで中小企業・小規模事業者などを取り巻く事業環境は厳しい状況にある。

そこで、中小事業者などの生産性向上を支援することにより、海外展開も含め、将来の成長・発展のための経営強化（「稼ぐ力」の強化）を図ることが必要であるとしている。つまり、ここでいう経営強化とは、「稼ぐ力」を強化することを意味している。

(2) 法律のスキーム

国が基本方針に基づき、事業分野ごとに生産性の向上の方法などを示した「事業分野別指針」を策定し、経営力向上にかかる優良事例を指針に反映する。中小事業者などは、その指針に沿って経営力向上計画を作成し、管轄する大臣に認定されれば、固定資産税の軽減や金融機関などから低利融資などの措置を受けることができる仕組みである。

基本方針によると、経営力向上とは、「経営資源を事業活動において十分効果的に利用すること」とし、具体的には、「①事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成」、「②財務内容の分析の結果の活用」、「③商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用」、「④経営能率の向上のための情報システムの構築」等（数字は筆者）である。

(3) 経営力向上計画認定のメリット

具体的な支援措置は、次のとおりである。

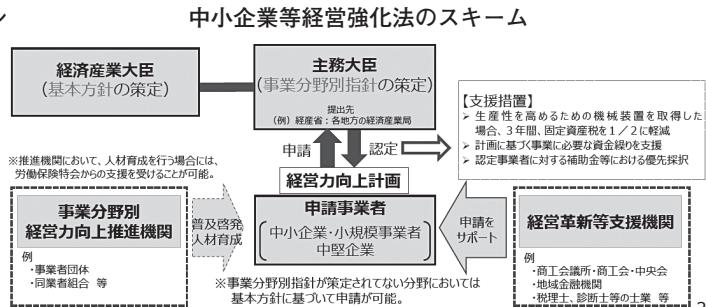
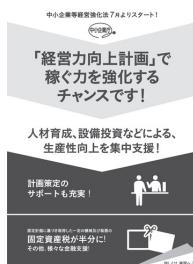
①固定資産税の軽減

新規取得の機械装置について、固定資産税が3年間半額に軽減される。

対象となるのは、資本金1億円以下の中小事業者で設備投資基準は、次のとおりである。

- ・販売開始から10年以内の新品（旧モデルでも可）
 - ・旧モデル比で生産性が年1%以上向上
 - ・160万円以上の機械および装置
- 申請には工業会などによる証明書が必要と

中小企業等経営強化法のPRチラシ



出典：中小企業庁Webサイト

なる。

なお、法人税が軽減される生産性向上設備投資促進税制の恩恵は黒字企業に限られるが、本計画による固定資産税の軽減は赤字企業でも恩恵を受けられるため、大きなメリットである。当然、他の固定資産税の特例措置との併用はできない。なお、固定資産税の軽減は、地方税法の定めにより平成31年3月31日までに取得した機械装置が対象となるため、注意が必要である。

②金融支援

商工中金など政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証などにより円滑な資金調達が支援される。金融支援については、認定されても自動的に金融支援が受けられるわけではない。計画の提出前に金融機関に相談し、認定後に改めて融資申込みの必要がある。なお、信用保証協会の融資枠拡大は、新規事業に限られている。

③補助金の優先採択

法律の条文にはないが、「中小企業等経営強化法の概要（中小企業庁、平成28年7月）」には、「認定事業者について補助金において優先採択を実施」と記載されている。今夏に公募された「ものづくり補助金」の審査では、認定企業が加点された。

現在、公募を行っている平成28年度第2次補正予算「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」でも、第四次産業革命型・一般型については、経営力向上計画の認定企業（申請中を含む）が加点される。

固定資産税の半額軽減は、対象設備が機械装置に限定されていることから製造業には有利なもの、サービス業などにはさほど恩恵がないが、補助金の優先的採択はメリットがありそうだ。「ものづくり補助金」では、人への投資やIT利活用にも力が入れられており、製造業以外の業種にも目が向けられている。

2. 経営革新計画との違い

(1) 本業への集中

先に述べたとおり、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」は創業・新規設立、新たな事業への挑戦、異分野の連携を支援するための法律であり、経営革新計画の根拠法である。今回、経営力向上計画を追加して「中小企業等経営強化法」となった。

それでは、経営力向上計画と経営革新計画とでは、どこが違うのであろうか。経営革新計画が「新分野へ取り組む計画」であるのに対して、経営力向上計画は「本業の成長」を軸に、新分野も含めて「稼ぐ力」を強化する支援と言える。

(2) 簡単申請で大きなメリット

申請の手間とメリットのバランスを考えると、経営力向上計画は申請が簡便なわりにメリットが大きい。申請書類はA4判の実質2ページで、数値計画や資金計画、売上の根拠や実施計画などは求められていない。申請書作成に役立つツール類も提供されており、添

経営力向上計画と経営革新計画の比較

	経営力向上計画	経営革新計画
認定／承認者	主務大臣（認定）	都道府県知事（承認）
申請先	事業所管大臣	都道府県
申請書の提出先	事業所管省庁（事業分野により異なる）	都道府県（商工会、商工会議所等の支援機関等）
支援事業	本業（新事業も含む）	新事業 4つの類型
申請書	2枚程度	20～30枚程度
申請から認定／承認までの期間	30～45日	1～2ヶ月程度
補助金加点	○（優先採択）	○
計画期間	3～5年	3～5年
数値目標	指標で指定。指定のない事業は労働生産性。3年1%～5年2%	経常利益1%付加価値3%
認定後の確認	なし。内容変更は申請	あり、フォローアップ
添付資料	チェックシート、返信用封筒、工業会の証明書等（決算書、見積書等原則不要）	決算書（直近2期）、商業登記簿謄本、定款等

出典：中小企業庁 Web サイトをもとに筆者作成

付書類も少ないため、申請へのハードルは低い。さらに「ものづくり補助金」では、審査時に経営革新計画と同等以上に加点される。

3. 計画の作成について

（1）作成の手順

- 計画書の作成手順は、次の流れになる（「読んでトクする！ ミラサポ総研 Vol.41 「中小企業等経営強化法 平成28年7月施行 稼ぐ力を強化するチャンス！」より引用）。
- ①「事業分野別指針」を読む
 - ②自社の置かれた環境を把握し、強み・弱みを整理する
 - ③「事業分野別指針」の中から、稼ぎのために行うべきか選択する
 - ④「経営力向上計画書」にまとめる
 - ⑤事業分野ごとの担当省庁に申請する

（2）稼ぎ方のヒント「事業分野別指針」

綿密な業務計画書を作るというよりは、用

意されているパターン（事業分野別指針）から、自社に該当する取組みを選び、その内容を数行で記載する簡便型である。「事業分野別指針」には、事業分野の特性に合わせて「現状認識・課題、目標」と「実施事項」が示されている。「稼ぐためには何をすればよいのか」、「稼ぐ力をつけるためのヒント」を国が示していると捉えればよいだろう。

2016年11月14日時点では、製造業、卸・小売業、外食・中食産業、旅館業、医療、保育、介護、障害福祉、貨物自動車運送事業、船舶産業、自動車整備業、建設業に有線テレビジョン放送業、電気通信が加わり、14の事業分野がWebサイトで公開されている。他の事業分野についても順次追加されると思われるが、公開までの間は「中小企業等の経営強化に関する基本方針」を参照することになる。

（3）記載の方法

申請様式をはじめ、「経営力向上計画策定・活用の手引き」や記入例が中小企業庁のWebサイトから入手できる。「手引き」には、申請様式の記載方法が解説されている。

【1. 名称等】

【2. 事業分野と事業分野別指針名】

事業分野は、日本標準産業分類の分類コードと小分類名も記載する。

【3. 実施時期】

ここまで難なく記入できるだろう。

【4. 現状認識】

- ①事業概要：規模別に取組み内容が異なるため、指針に示された規模を記載する。
- ②顧客市場動向、競合の動向：業界の動向は指針に記載されているので、参考にしながら自社の強み・弱みなどを記入する。
- ③自社の経営状況：財務分析には、ローカルベンチマークが推奨されている（本特集の次章参照）。

【5. 目標と指針】

指針で定められた指標を使う。公開されていない事業分野では「労働生産性」を用いる。

【6. 経営力向上の内容】

4の現状認識を踏まえて、指針に記載されている取組みの中から選び、具体的に記載する。たとえば、卸・小売業では、「自社の経営状態の見える化」、「ITなどの利用」、「営業活動」、「人材育成の強化」などの例示がある。規模別に示されている場合には、自社の規模から選択する。

【7. 資金調達方法】

使途・用途、調達方法を記入する。

【8. 設備投資の種類】

固定資産税の軽減を利用する場合は、設備投資の内容を記載、利用しない場合は空欄とする。

中小企業庁のWebサイトではWord版、関東経済産業局、近畿経済産業局、中部経済産業局のWebサイトではExcel版の申請書様式（フォーマット）をダウンロードできる。

Excel版では、産業分類や事業分野別指針名や該当項目をプルダウン選択できる。また、ローカルベンチマークの入力もできるため、迅速にかつ間違いも少なく記入できる。

申請書の郵送に加えて、Excelファイルを電子メールで送信すれば、修正対応や認定手続きが早くなるという。

現在はこの3局だけだが、全国の産業局での対応が望まれる。

(4) 労働生産性が求められている理由

経営力向上計画では、主に労働生産性が指標として用いられている。要は、人を減らして利益を出すのではなく、人と設備を投入して利益を上げるといった生産性向上につながる計画が求められている。同じ人員数なら人件費アップ、設備投資を行えば減価償却が増える。

$$\text{労働生産性} = (\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}) \div \text{労働投入量} (\text{労働者または労働者数} \times 1\text{人当たり年間就業時間})$$

たとえば、IT設備の導入によりデータ分析で自社の強みを発見し、同時に業務効率を上げ、担当者の浮いた時間で利益の向上に寄

与する活動を行うイメージだ。

なお、ローカルベンチマークの労働生産性とは計算式が異なるため、注意が必要である。

4. 診断士に求められること

経営力向上計画は、経営革新計画に比べてかなりハードルが下がっている。より多くの事業者に、税制や金融支援、補助金の活用によって経営力の向上を図るきっかけにしてほしいという思いの表れである。認定事業者には積極的な支援をしていくという今後の施策の方向性を示しているとも言えよう。

認定事業者は、3,333件（2016年10月31日現在）で、そのうち製造業が2,549件とともに多く、「ものづくり補助金」の優先採択を狙った申請が多いものと推察される。なお、認定事業者の事例集なども含め、本計画に関する情報は随時更新されているため、こまめな中小企業庁のWebサイトのチェックが欠かせない。

補助金の優先採択が謎われているため、補助金申請には経営力向上計画の認定は必須と考えたほうがよいだろう。A4判2枚程度の簡便な申請とは言え、慣れていない事業者も多いであろう。また、金融支援においては、綿密な事業計画に事業性評価も求められる。経営力向上計画をきっかけとして、事業計画の策定に基づく補助金や金融支援などPDCAを回すところまで持っていくたい。

指針で示された事業分野別の分析や課題・方策は、支援者には大いに参考になる。診断士として経営力向上計画に関与することで、支援の力や「稼ぐ力」も向上させてていきたい。

星野 裕司

(ほしの ゆうじ)

浅草の観光みやげ店に生まれ、楽器メーカー営業時代に多くの楽器店社長と接し、「社長の相談役」になるべく資格取得。社長の息子のDNAと組織での実務経験をベースに、2代目社長の育成に注力している。

